

大分県報

令和五年
第四六三号
十一月二十一日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立
警察本部訓令

大分県警察公印管理規程の一部改正

公告

土地改良区の役員就退任
開発行為の完了

○告示

大分県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年十一月二十一日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

初瀬井路土地改良区

大分市

令五・一一・八

大分県告示第四百九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特

定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十一月二十一日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 加入区の名称

武蔵第一加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合のうち旧武蔵町漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち（こ）網漁業

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第31号

警察本部

警察学校

警察署

大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月21日

大分県警察本部長 種田 英明

第9条第1項中「第4号様式」の次に「又は別に定めるところ」を加える。

第10条第1項中「第6号様式」の次に「又は別に定めるところ」を加え、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、別に定めるところにより常にその使用が明らかになる場合は、この限りでない。

附則

この訓令は、

令和5年12月1日から施行する。

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、緒方井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり

届出があった。

令和五年十一月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	森 和雄	豊後大野市緒方町志賀一三六九番地
〃	五郡 正之	〃 緒方町越生八七七番地
〃	甲斐 啓仁	〃 緒方町鮎川一五二九番地
〃	田多 昌功	〃 緒方町馬場六〇五番地
〃	原尻 亮三	〃 緒方町井上七四〇番地
〃	合澤 伸彦	〃 緒方町鮎川一一一三番地
〃	三代 茂夫	〃 緒方町原尻四七〇番地
〃	高山 幸一	〃 緒方町野尻三六九番地
〃	佐藤 尚基	〃 緒方町上自在五二七番地
〃	田 島 茂	〃 緒方町知田六九九番地
監事	兼田 元雄	〃 緒方町井上一〇九七番地
〃	後藤 宏二	〃 緒方町原尻一九五番地二
〃	板井 孝文	〃 緒方町馬場四三七番地
役名	氏名	住 所
理事	嶺 文尊	豊後大野市緒方町原尻七五一番地一
〃	中神 康晴	〃 緒方町上自在五一〇番地
〃	森 和雄	〃 緒方町志賀一三六九番地
〃	那須 誠一	〃 緒方町馬場一一六番地

〃	加藤 良治	〃 緒方町井上一一〇〇番地
〃	羽田野 修一	〃 緒方町野尻九五八番地二
〃	波多野 慎二	〃 緒方町越生一〇七七番地
〃	合澤 伸彦	〃 緒方町鮎川一一一三番地
〃	西 敏朗	〃 緒方町鮎川二一一三番地
〃	衛藤 徹哉	〃 緒方町知田一一七五番地二
監事	高山 善朗	〃 緒方町越生一五二五番地一
〃	橋本 祐輔	〃 緒方町知田二二〇〇番地
〃	波多野 慎治	〃 緒方町大化三〇九六番地七

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年十一月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 宇佐市大字辛島字白木二百五番三ほか六筆及び二百二十六番一の一部並びに二百五番四及び二百二十六番三の各地先里道並びに字米丸二百八十二番一ほか四筆及び二百八十四番三地先里道
- 二 開発区域の面積
 五千六百五十七・二〇平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 大分市大字宮崎字口ノ坪千四百二十七番地の一
 大分トヨタ自動車株式会社
 代表取締役社長 三宮 邦雄
- 四 完了検査年月日
 令和五年十一月二日